



秋田県公報

目次

規則
 秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(六九・税務課)

規 則

秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十九号

秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田県税条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第四十七号)附則第

一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年十二月十八日とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)八七六六〇〇五
FAX(0863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄